

川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託

プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領

1. ヒアリング審査の対象

川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査は、川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査によりヒアリング審査対象となった者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

2. ヒアリング審査の実施方法

(1) ヒアリング審査日

平成29年9月20日（水）

(2) ヒアリング審査会場及び時間

審査会場、時間、会場レイアウト・設備等については、各対象者に「技術提案ヒアリング出席者届出書」と合わせて通知する。

(3) ヒアリング等審査の実施順及び時間

ヒアリング審査は、ヒアリング時間表（別紙1）に基づき実施する。

①実施順

実施順は技術提案書等受付完了順に順次抽選により決定する。

なお、技術提案書等提出時及び抽選の際には技術提案書等提出要請書の確認をするので、必ず原本を持参すること。

②ヒアリング審査日時等の通知

平成29年9月12日（火）午後5時までに電子メールで通知する。

(4) ヒアリング等調査の出席者

①説明員

説明員は、5名以内とする。

様式4号に記載された管理技術者は必ず出席すること。

その他の説明員は、様式5号から様式9号までに記載された主任技術者で構成すること

②説明員の届出

1)提出期限

平成29年9月15日（金） 午後4時30分まで

2)提出方法

「技術提案ヒアリング出席者届出書」を電子メールで事務局に届出ること。
届出後に事務局に電話で受信確認を行うこと。

(5) ヒアリング審査の概要

- ①対象者より様式15号、様式16号及び様式17号の提案内容についてプレゼンテーションを15分以内で行う。説明途中であっても15分を超過した時点で終了とする。
- ②プレゼンテーションは、映写した画像を用いて実施することができるものとする。本町が準備するプロジェクターとスクリーンは利用することができるが、パソコン等の必要機材準備は対象者で準備すること。なお、本町が準備するプロジェクター等を利用する場合は、ヒアリング実施日5日前までに事前調整確認等を行うこと。
- ③プロジェクター等を用いて映写する際に使用するファイルは、様式15号、様式16号及び様式17号と同一のものとし、画像は静止画像とする。
- ④ヒアリング審査は非公開とする。

(6) 禁止事項

次の事項に該当する対象者は失格とする。

- ①通知したヒアリング審査の受付時間に遅刻した対象者。ただし選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合はこの限りではない。
- ②選定委員会及び事務局の指示に従わない対象者。
- ③プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像の内容が、様式15号、様式16号及び様式17号の内容と同一記載・記述でない場合、及び動画を用いた場合。
- ④プレゼンテーションにおいて、事業所名や個人名等が判別又は推察できる言動、説明、映写を行った場合。
また、事業所名や個人名等が判別又は推察できるものを身に着けている場合、又は所持している場合。

3. その他事項

- (1) ヒアリングにおいて、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) ヒアリング審査の進行状況により、別途通知する開始時刻が前後する場合は、事務局の指示に従うこと。

(別紙1)

ヒアリング実施時間表 (予定) ※変更になる場合もあります。

日 時	説明順	項 目	審査時間
平成29年9月20日 (水曜日)	1	入室	10:00
		説明準備	10:00～10:10
		提案書説明	10:10～10:25
		ヒアリング	10:25～10:40
	2	入室	11:00
		説明準備	11:00～11:10
		提案書説明	11:10～11:25
		ヒアリング	11:25～11:40
	3	入室	13:00
		説明準備	13:00～13:10
		提案書説明	13:10～13:25
		ヒアリング	13:25～13:40
	4	入室	14:00
		説明準備	14:00～14:10
		提案書説明	14:10～14:25
		ヒアリング	14:25～14:40
	5	入室	15:00
		説明準備	15:00～15:10
		提案書説明	15:10～15:25
		ヒアリング	15:25～15:40